

ネットワーク化社会におけるプライバシー保護

2V-8

本村 憲史 金田 重郎

skaneda@mail.doshisha.ac.jp
同志社大学大学院総合政策科学研究所

1. はじめに

わが国では、プライバシーの保護に対する意識が薄く、総合的なプライバシー保護規制は存在しない。その上、インターネットの普及により、WWW上のホームページ（以下HP）の情報を収集・統合することによって、個人のプライバシーが侵害される恐れが生じている。そこで本稿においては、HP情報を統合することによって生まれる新しいプライバシー侵害の形態を示し、更にそれがプライバシー保護規制のないわが国で起こった場合の特有の問題を具体例によって明らかにする。そこから今後のプライバシー保護規制の在り方を考察する。

2. プライバシー侵害形態

2. 1 発生形態

図1に示す様に、HP情報を利用したプライバシー侵害は以下の手順で行われる。

①サーチエンジンでターゲットとなる人物Aに関する情報を検索。②各情報（aa',ab,ac）を収集。③これらの情報を統合（a,a',b,c）し、ターゲットAのプライバシーを侵害する程の情報を得る。

2. 2 問題点

インターネット情報の統合によって起こるプライバシー侵害には、従来からインターネットにおける問題点として指摘される準拠法と管轄権の問題や、オープンネットワークの特性からの従来のプライバシー保護規制における規制対象となる情報管理者の不在の問題も含まれる。しかし、ここにおける最大の問題は、それぞれにおいては合法的なHPを統合的に利用して、プライバシー侵害が行われた場合、HPの責任を問えるのか、という問題である。

The Protection of Privacy under the Internet Environment,
Kenji Motomura, Shigeo Kaneda
Doshisha University, Graduate School of Policy
and Management,
Kamigyou-ku, 602-8580, Japan

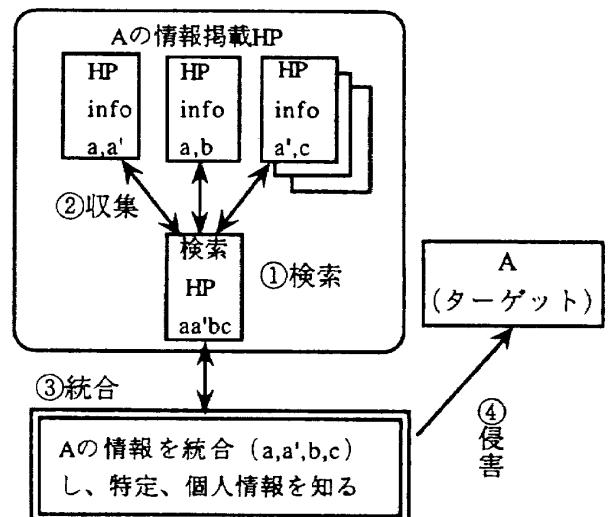


図. 1 プライバシー侵害の流れ

しかもそれには、たとえ責任を問うとしても、該当人物の個人情報を掲載したHP全てに責任を問うのか、それとも時間的にみてプライバシーを侵害するに至る最後の情報を掲載したHPのみの責任を問うのかといった、責任の所在の範囲の問題までもが含まれる。しかもわが国においては、これ以外にも、総合的プライバシー保護規制がないことから異なる問題が指摘される。

3. わが国特有の問題

3. 1 具体事例

前提

ある女性Aは、大学助手であり、最近、県広報HPにおいて、コンクール受賞者として写真と名前のみが掲載された。Aに関する情報は、その他にも、所属大学のHPにおいて、出身大学、加入学会が掲載されている（プライバシー保護の観点から住所、電話番号、年齢、顔写真は掲載されていない）。

侵害の実行

県広報HPに掲載されたAに興味を持った人物が、①まず、Goo (<http://www.goo.ne.jp>) 等のサーチエンジンでAの氏名による検索

をかけ、②ヒットした大学や、加盟する学会のHPから、Aの出身大学、現所属大学、加盟学会等の情報を得る。③これにより、県広報に載った女性が②の人物であることが分かる。④後は名簿図書館等によって大学の名簿から自宅住所、電話番号等が判明する。そして市役所に行き住民票の閲覧をすれば、（もし、閲覧規制があれば、適当な人物に成りすまし戸籍や住民票の写しを請求すれば、）⑤Aが一人暮らしであることや、大学HPのカリキュラムから自宅にいない時間まで割り出せる。

3.2 問題点

この様にプライバシー保護規制がなされていないわが国においては、④の様に、ある程度、個人を特定できれば、収集可能な情報量も多く、実際にこの様なプライバシー侵害が行われやすい。

では、④はどの点において問題といえるのか。まず、名簿図書館等の存在に代表されるような民間業者における個人情報の二次利用の問題である。わが国では、ある程度の特定さえできれば簡単に住所や電話番号が分かってしまう。しかもこの様な民間データベース

業も電子マネーの普及によって、インターネット上においてサービスを行うことは想定できる。しかし、各種名簿の情報は、本来一般に公表を目的としたものとはいはず、JIPDECのガイドラインにおいても、公開情報とは考えにくいとしている。にもかかわらず、現時点においてこれらの流通に何ら法的措置は講じられていない。次に、未だに戸籍や住民票といった個人情報そのものに対してさえ、制度的なプライバシー保護措置を講じていないという行政機関の対応の甘さである。現在、個人情報保護条例によってプライバシー保護の対策は一見進んでいるかに見える。しかし、戸籍や住民票の取扱は、戸籍法や住民基本台帳法のために保護条例の対象外とされ（現在その公開に規制をかける自治体も増えたものの）、原則として何人にもその請求を（住民票は閲覧も）認めており、戸籍・住民票がプライバシー保護の対象となる個人情報とは法律的には考えられていない。

以上のようにわが国のプライバシー保護制度の未整備は、すでに顕在化している問題とともに、ネットワーク上のプライバシー侵害をもより深刻なものにする。その被害を最小限にとどめるためにも、諸外国並の総合的なプライバシー保護制度の成立が急務である。

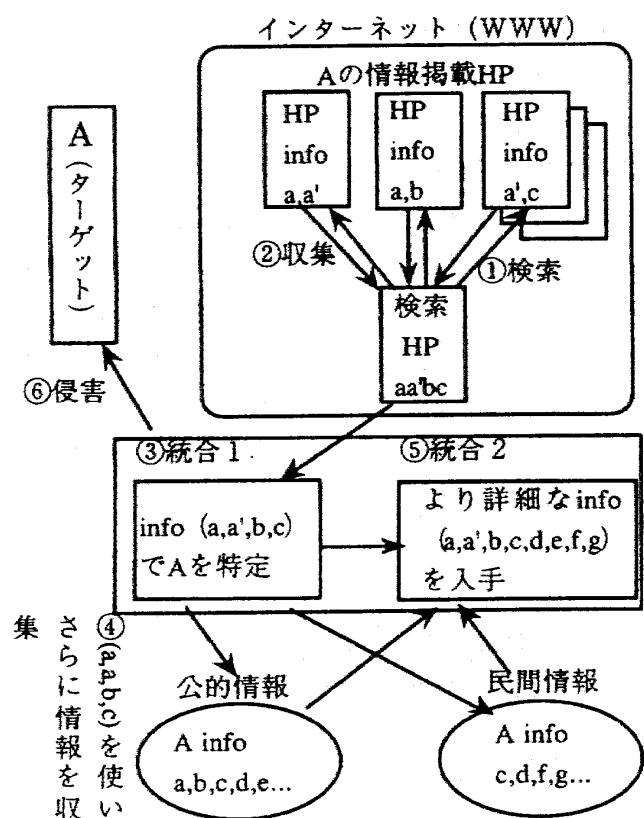


図.2 わが国における侵害の流れ

4. 対策

この問題は、今後 XML によって、SGML がインターネット上に公開可能になると、データベースのデータ自体がインターネットを流通するため、その発生の可能性が、ますます高まる。対応策として、現状では、以下が考えられよう。1) HP 上の個人情報は全てこの様な統合が起こり得ると認識し、できるだけ個人情報の掲載を控える。2) もし掲載する場合は該当個人へ必ず統合の危険性を確認する。3) 民間業者などに関しては、情報統合を禁止もしくは、たとえ公表されているものでもデータ主体に対しての確認を義務づける。

尚、現在プライバシー保護の世界水準とされるOECDガイドラインにも、情報統合に関する具体的な規制条項は存在しない。この点についても、改善が必要と思われる。

参考文献:

個人情報と権力 O.H. ガンジー Jr. 江夏健一監訳 同文館 1997
「民間部門における個人情報保護のためのガイドライン」1988.3.
JIPDEC
<http://www.lasdec.nippon-net.ne.jp/> 地方自治情報センター